

新潟市民芸術文化会館 新型コロナウイルス感染予防対策

(指定管理者)

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団

- I. 対策の目的、位置づけ
- II. 感染防止のための基本的な考え方
- III. 具体的な対策、実施主体
- IV. 主催者の留意事項
- V. 収容率及び人数上限の緩和を適用する条件
別表 入場者数の上限

添付 新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(5月1日改訂)

1. 対策の目的、位置づけ

1. 目的

この対策は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。国の方針を踏まえて公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和2年9月18日)」、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和3年5月1日改訂)」を踏まえて整理しました。

すべての項目の実施が新潟市民芸術文化会館を利用するうえの必須条件ではありませんが、新潟市民芸術文化会館を利用する全ての方の安全を確保するため留意していただきたい事項です。

2. 位置づけ

新潟市民芸術文化会館の管理者（以下「会館」という。）、新潟市民芸術文化会館で公演又は催事等を主催する事業者（以下「主催者」という。）は、国、新潟県、新潟市の方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本対策に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「具体的な対策」を踏まえ、個々の公演の規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むことが求められています。

本対策の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものといたします。

3. 改定のポイント

本対策は、令和2年6月1日付で発し令和3年3月3日付で改定した対策を一部更新しました。変更点は以下(下線部)のとおりです。

令和3年4月27日付で発出された「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を踏まえ、収容率及び人数制限の緩和を適用する場合の条件等について、当面令和3年6月末まで、これまでの取り扱いを継続する。

II. 感染防止のための基本的な考え方

1. 「三つの密」を徹底的に避ける
 - (1) 密閉空間(換気の悪い密閉空間)
 - (2) 密集場所(多くの人が密集している)
 - (3) 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)
2. 人と人の距離の確保
 - 十分な間隔を空ける
3. マスクの着用
4. 手洗いなどの手指衛生

また、イベントの参加者人数、収容定員等について、「新潟市文化芸術活動の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(5月1日改訂)」のとおり取り扱います。

令和3年5月1日現在の政府発表の制限は、以下の通りです。なお、感染拡大の状況によって、変更がある可能性があります。

時期	収容率		人数上限
当面令和3年6月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※)	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	① 収容人数 10,000 人超⇒収容人数の50% ② 収容人数 10,000 人以下⇒5,000 人
	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※印：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする

Ⅲ. 具体的な対策、実施主体

具体的な対策を、取り組みの種別・場所別に整理しました。楽屋内の消毒などは主催者にご協力をお願い致します。なお、会館の欄の「レセ」はレセプションスタッフが行います。

1. 全体的な対策

		会館	主催者	お客様
消毒	手指用アルコール消毒液の設置	○		
	事務室、手すり、エレベーターのボタン、トイレ器具の消毒 客席ひじ掛けは抗菌コーティング済み	○		
	楽屋の消毒	使用前	使用中	
抗菌	客席椅子（コンサートホール、劇場、能楽堂）	○		
換気	空調設備運転…温湿度制御より換気量を優先 湿度40%以上を目安に加湿	○		
	ドア、窓を適宜開放して換気に努める		○	
手洗い	呼びかけ（アナウンス、表示）	○	○	
	薬用せっけんの配置	○		
飛沫防止	マスクを着用	○	○	○
	必要に応じてフェイスシールドを着用	レセ		
ビニル手袋	○レセのドア係及びプログラム配布係はビニル手袋を着用 ○インフォメーションは繁忙時にビニル手袋を着用 （閑散時は随時）	○		
グローブ	舞台スタッフは手袋（革、布）を着用	○	○	
連絡先の把握	参加者名簿の作成（感染が発生した場合など必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知） または接触確認アプリをインストールするよう呼びかけ		○	
検温	自宅で測定。発熱の場合は入館しない。	○	○	○

2. 場所別の対策

		会館	主催者	お客様
玄関 (もぎり)	検温 (お客様対象)	○	(○)	○
もぎり	・マスク着用の確認、着用の呼びかけ ・未着用の方はタオルやハンカチで鼻・口を覆うなど代替策を講じるよう要請	○	○	
	マスクを破損・紛失した方には提供	○		
	最低 1m の間隔を空けた整列		○	
	チケットを目視確認またはお客様が半券をもぎる	レセ	○	○
	「いらっしゃいませ」声がけしない	レセ		
客席	入場者数を別表「入場者数の上限」以下に抑える。		○	
	演者が歌唱等を行う場合、 <u>演者から観客まで</u> 一定の距離を確保 (最低 2m)		○	
	入退場について、エリアごとに時間差を設ける。または時間に余裕をもつ		○	
	(遅れ客対応時) ・前室に留まらない	レセ	○	
	会話を控えるようアナウンス		○	
トイレ	便器の洗浄の際はフタを閉めるよう促す	○	○	
	休憩時間を長めに、または回数を多めに設定し、混雑を緩和する。		○	
	行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す。	レセ	○	
当日券売り場	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。	○		
	行列は、最低 1m の間隔を空けた整列を促す。		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	

		会館	主催者	お客様
buffet		休業中		
cloak	実施時期（日）、対象物品を限定して実施	○		
merch	ビニールシートでお客様と販売員の間を仕切る。		○	
	1mの間隔を空けた整列を促す		○	
	サンプル品、見本品は極力取り扱わない		○	
	現金授受は手渡しせずトレイを使用		○	
children room		リスクを踏まえ、要否をご検討ください		
stage	マイク等の受け渡しはトレイを介す。直接手渡ししない。	○	○	
	共有する楽器、機材の消毒（除菌シート）	○		
	持ち込み機材の接触制限（職員は極力触れない）		○	
	マイクの使いまわし（質疑応答）は控える		○	
	出演者同士は適度に間隔を開ける。		○	
	利用終了後、床の清掃を行う	○		
music room	下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○	
	密にならないよう定員を調整するとともに換気を励行		○	
	コップ、皿は使い捨てを使用		○	
adjust room	密接にならないよう入室者数を制限	○	○	
practice room	備品、楽器等を消毒または清拭する	資材用意	○	
gift	プレゼントや差し入れは控えるよう呼びかけ	○	○	
water cooler	使用中止	○		
notice	注意事項、お願い事項をホームページと玄関先に表示	○		
	注意事項、お願い事項を会場入り口に表示		○	

3. 利用種別の対策

(1) 飛沫が発生する合唱（カラオケ）、吹奏楽など

	会館	主催者 利用者
利用終了後、床の清掃を行う	○	
下記状態において可能な場合は舞台床の拭き掃除をする。 ・飛沫が飛ぶ ・汗が舞台に付く ・床に手を付く		○
楽器等について、唾液の処理等を適切に行う		○
特に換気に注意を払い、こまめに行う	○	○
対面での発声・演奏は避け、原則、一列で一方向を向いて行うこと やむを得ず、列を複数つくる場合には、飛沫が飛び散る方向に 1.5m 程度（合唱は最低 1.2m以上、トランペット・トロンボーンは可能な 限り 2m）の距離をとる。 左右は密が発生しない程度。 対面する指導者や指揮者との距離は 2 m確保し、やむを得ず、2m の 確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板の設置な どの対策を講じる。		○
個人持ちの楽器や楽譜の貸し借りは禁止する。楽器などを、共有で使 用する場合は、活動前後に拭き取り消毒（中性洗剤やウェットティッ シュでも可）を行う		○
カラオケや弾き歌いなどの場合、交代ごとにマイクや楽器の拭き 取り消毒を行う		○

IV. 主催者の留意事項

主催者には、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和2年9月18日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」に示されている「公演主催者に協力を求める具体的な対策」を留意していただきますようお願いいたします。

公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。以下は施設管理者側からの要請の例示として掲げるものです。

なお、施設管理者は、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請してください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講じるものとします。

(1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・ 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定してください。
- ・ 休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定をしてください。
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- ・ 会議室や練習場等は、大声での発声が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用としてください。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）を空けてください。
- ・ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席（収容率）

- ・ 来場者の配席については、原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ・ 地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率100%以内 最前列席については下段記述参照。）とすることが可能です。
- ・ 上記以外の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内としてください。（異なるグループ間では座席を1席（立席の場合は1m）空けますが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は50%を超える場合もあり得る。）
- ・ また、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リ

スクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

- ・隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・客席の最前列席は舞台前から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。それが困難な場合には、フェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じてください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行ください。
- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を十分に講じること。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。
- ・来場者側の自己検温だけでなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1m）の間隔を保持して下さい。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起してください。
- ・チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないように「マナーモード」設定を推奨します（携帯電話抑制装置の使用は作動には干渉しません）。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。
- ・交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止について注意喚起してください。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- ・物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）等を検討してください。

- ・チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けてください。また、避けられない場合には手袋の着用を徹底してください。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えてください。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）してください。

② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、原則的には来場者は公演中、一方向を向き会話等が想定されないことから、公演中もマスク着用を徹底することにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時に密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行ってください。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えてください。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低1m）を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・客席内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制してください。
- ・休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促してください。
- ・会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えてください。

(6) その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用ください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

V. 収容率及び人数上限の緩和を適用する条件

当面令和3年6月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合（下表参照）、国が示した感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容が可能となります。

この場合、主催者は感染防止策の徹底を図るとともに、次頁チェックリストを事前に会館に提出して、主催者と会館の双方で十分に確認してください。

（表）各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
【音楽】 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	【音楽】 ロックコンサート、ポップコンサート 等
【演劇等】 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	【スポーツイベント】 サッカー、野球、大相撲 等
【舞踊】 バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	【公営競技】 競馬、競輪、競艇、オートレース
【伝統芸能】 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	【公演】 キャラクターショー、親子会公演 等
【芸能・演芸】 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	【ライブハウス・ナイトクラブ】 ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
【公演・式典】 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
【展示会】 各種展示会、商談会、各種ショー	

- ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれかに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする

(チェックリスト)

年 月 日

新潟市民芸術文化会館指定管理者宛て

主催者名	
------	--

(公演日) _____ (公演名) _____ において下記感染防止策の徹底を図ったうえで
収容率の上限を 100%とします。

(1) 徹底した感染防止等 (収容率等を緩和する場合の前提)

チェック	項目	ポイント
	① マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
	② 大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ※隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) ※演者が歌唱等を行う場合、演者から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

	③ 手洗	・ こまめな手洗の奨励
	④ 消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
	⑤ 換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 ・ 特に、寒冷な場面における換気等に注意すること
	⑥ 密集の回避	・ 入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
	⑦ 身体的距離の確保	・ 演者が発声する場合には、演者から観客の間隔を 2m 確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)
	⑧ 飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
	⑨ 参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
	⑩ 参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ (COCOA) や LINE による「新潟県新型コロナお知らせシステム」の奨励
	⑪ 演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
	⑫ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

	⑬ 地域の感染状況に応じた対応	・ 全国的な移動を伴うイベント、又は参加者が1,000人を超えるイベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
--	-----------------	--

(別表) 入場者数の上限

	100%定員	50%定員	備考
コンサートホール	2,000人	(1,000人)	
劇場	903人	(451人)	
能楽堂	387人	(193人)	
ギャラリー	150人	(75人)	
スタジオ A	130人	(65人)	
スタジオ B	150人	(75人)	

練習利用の定員

大声での発生が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで利用してください。

	定員	推奨人数	室内環境に合わせた換気量の調整
スタジオ A	130人	100人	可
スタジオ B	150人	100人	可
練習室 1	16人	6人	不可
練習室 2	12人	6人	不可
練習室 3	12人	6人	不可
練習室 4	40人	20人	可
練習室 5	40人	20人	可
練習室 6	15人	12人	不可

- (1) スタジオ A、スタジオ B、練習室 4、練習室 5 は、必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）より換算した在室人数を推奨します。なお、ビル管理法の空気環境基準を満たすよう換気量を調整しているため、従来の定員についても法令上の問題はありません。
- (2) 練習室 1, 2, 3, 6 は、換気量が一定のため必要換気量から算定した人数（推奨人数）を上限とします。

(施行期日)

この対策は、令和2年6月1日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年6月19日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年10月5日から施行する。

(改定)

この対策は、令和2年12月8日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年3月3日から施行する。

(改定)

この対策は、令和3年5月11日から施行する。